

第11回沖縄県国家戦略特別区域会議 沖縄県提出資料



令和2年12月1日



沖縄県

【区域計画追加】NPO法人設立手続きの迅速化

◆特定非営利活動法人設立促進事業（NPO法人の設立手続きの迅速化）により、NPO法人の設立を促進することで、全県的なSDGsの推進等に繋げる。

沖縄県SDGs推進方針（令和元年11月）

○目的：全県的なSDGsの推進

○推進体制と方策

4）ステークホルダーとの連携

SDGsの推進を全県的に展開するため、市町村や経済界、有識者、**NPO**など、多様なステークホルダーが、情報交換や交流を促進し、連携しながらSDGsを推進していく体制を構築します。

※参考：SDGs実施指針改訂版（SDGs推進本部決定）抜粋

（3）主なステークホルダーの役割

オ 新しい公共

地域の住民が共助の精神で参加する**公共的な活動を担う民間主体**が、SDGsへ貢献していくことが期待されている。

沖縄21世紀ビジョン基本計画

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
(7) 共助・共創型地域づくりの推進

ア 県民の社会参加活動の促進と協働の取組の推進

複雑化・多様化する地域の課題を解決するため、企業・NPO等の多様な主体の参画と連携によるソーシャルビジネスを含む様々な取組の推進と、その担い手となる人材を育成し確保することで、企業・NPO等の活動の円滑化を図ります。

企業・NPO等の多様な主体と行政の連携については、地域の活性化などの地域における課題解決を図るため、公的な分野における協働の取組を推進します。

NPO法人の設立手続きの迅速化（設立認証に係る縦覧期間を**1カ月から2週間に短縮**）

- ・ 沖縄県のNPO法人認証数773団体（令和2年9月末日現在） ※解散した282団体を含む
- ・ おきなわSDGsパートナーズ（ステークホルダー）73団体（令和2年10月末日現在）

NPO法人の設立促進による**全県的なSDGsの推進、地域活性化への貢献**

【その他】沖縄県近未来技術実証分科会の設置

趣 旨

沖縄県における自動走行、無人航空機をはじめとする近未来技術実証のための制度整備に資する、新たな制度・規制改革等について重点的・集中的に検討し、その成果を区域会議に提案する。

自動運転



沖縄県近未来技術実証に係るアイデア公募

ドローン



沖縄県近未来技術実証ワンストップセンター

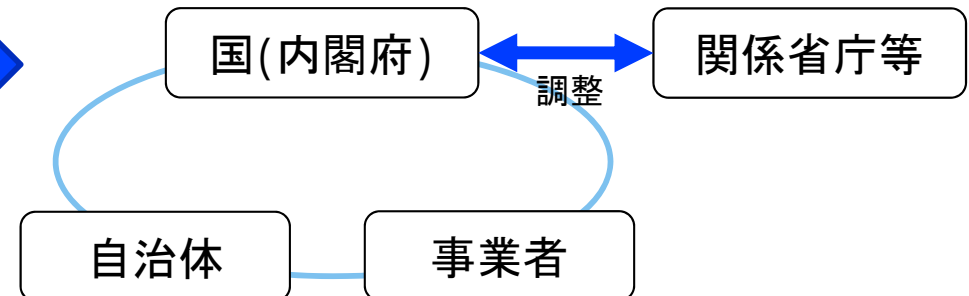
○支援内容

- ・ 電話相談、窓口相談等対応
- ・ 関係機関、市町村、地元関係者等への調整・情報提供
- ・ 実証実験の場となる土地又は施設管理者との調整
- ・ 国家戦略特区を活用した規制緩和に係る相談対応 等

連携

沖縄県近未来技術実証分科会

- 国、自治体、民間事業者で構成
- 新たな制度・規制改革について検討



高度で革新的な実証実験の実施

【新規提案】新型コロナウイルス発生時における臨時の医療施設等の建築に係る規制緩和 (新型インフルエンザ等対策特別措置法の規制緩和)

規制改革提案の内容

現状

○新型コロナウイルス感染症対策として臨時に開設する医療施設等については、新型コロナウイルス感染症等緊急事態宣言がされた場合において、新型インフルエンザ等特別措置法の規定に基づき建築基準法の適用除外とすることができる。

規制改革提案

○当該建築基準法の適用除外について、知事の判断による緊急事態宣言等がされた場合も同様に準用する。

効果

○地域の実情に応じ、時期を逃さず適切な医療提供体制を整えることができる。

関係条文

【新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)】 (臨時の医療施設等)

第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設であって特定都道府県知事が臨時に開設するものにおいて医療を提供しなければならない。

4 建築基準法第85条第1項本文の規定は特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第87条の3第1項本文、第3項及び第4項の規定は特定都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第85条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「非常災害区域等」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、同項及び同法第87条の3第1項中「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、「非常災害区域等」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と読み替えるものとする。

【建築基準法(抜粋)】

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第85条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等(非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第87条の3第1項において同じ。)内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。